

平成 30 年 8 月 3 日  
浜松市人事委員会

## 第Ⅲ類消防職員（回転翼航空機操縦士）

**採用予定日 平成 31 年 4 月 1 日**

【申込期間】平成 30 年 8 月 3 日（金）～平成 30 年 12 月 28 日（金）

【試験実施日】受験申込後に決定してお知らせします

【採用予定日】採用は平成 31 年 4 月 1 日までに随時行います

### 1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
消防職員 (回転翼航空機操縦士)	若干名	消防ヘリコプター(アエロスパシアル式 AS365 型)の操縦を行うほか、消防業務全般に従事します。

※採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

### 浜松市消防局 消防航空隊

浜松市では平成 22 年度に消防ヘリコプター「はまかぜ」の運航を開始しました。

山火事など消防車による消火活動が困難な場所への出動や火災現場上空からの情報収集、山岳遭難や水難事故における救助活動のほか、傷病者の搬送などを行う救急活動に活躍しています。

消防ヘリコプター「はまかぜ」は、その機動性と迅速性を活用し、1,558 平方キロメートルに及ぶ広い市域を空から守っています。

また、緊急消防援助隊の航空部隊等として、市外・県外においても活躍しています。



消防ヘリコプター「はまかぜ」  
アエロスパシアル式 AS365 型（フランス）

●問合せ先



浜松市人事委員会事務局

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号(浜松市地域情報センター3F)

**TEL. 053-457-2201**

FAX.053-457-2089

【URL】 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

【E-mail】 [jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:jintai-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす人

- （１） 日本国籍を有する人
- （２） 次のいずれにも該当しない人
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人
  - ④ その他地方公務員法第16条に該当する人
- （３） 次のいずれかの受験資格に該当する人
  - ① 昭和34年4月2日以降に生まれた人で以下の要件を全て満たす人
    - ア 回転翼航空機の事業用操縦士技能証明（限定する型式：アエロスパシアル式 AS365 型）を有すること。
    - イ 有効な第一種航空身体検査証明書を有すること。
    - ウ 航空無線通信士の資格を有すること。
    - エ 回転翼航空機の総飛行時間が500時間以上であること。
  - ② 昭和53年4月2日以降に生まれた人で以下の要件を全て満たす人
    - ア 回転翼航空機の事業用操縦士技能証明（陸上単発タービン・陸上多発タービン）を有すること。
    - イ 有効な第一種航空身体検査証明書を有すること。
    - ウ 航空無線通信士の資格を有すること。
    - エ 回転翼航空機の総飛行時間が500時間以上であること。

## 3 試験日程

試験日 試験会場	受験申込後に人事委員会事務局から確認の連絡をし、試験日を決定して受験票送付時にお知らせします。 <b>試験は2日間</b> （2日目の試験は1日目から1～2週間後）を予定しています。
試験当日の 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓書・自己紹介書</li> <li>・人事委員会が指定する身体検査票</li> <li>・最終学歴の卒業（または卒業見込）証明書</li> </ul> } 用紙は受験票と一緒に送付します。
試験結果の 発表	発表日・発表方法は、試験当日にお知らせします。

※提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

## 4 試験内容

筆記 試験	教養	公務員として必要な一般知識及び知能について、筆記試験を行います。 〔出題分野〕（120分・40題全問解答・択一式） 高校卒業程度の社会、人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
体力検査		職務遂行上必要な基礎的な体力について、体力試験を行います。
消防適性検査		面接試験での参考とするため、職務遂行上必要な消防職員としての適応性を性格的な面から、また航空隊の消防職員としての適応性を口頭試問により、検査します。 職務遂行上必要な消防職員としての適応性について、認知能力（機器運用技能等の基礎など）の面から筆記試験を行います。
性格検査		面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
面接試験		人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
小論文		課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。
身体検査		通常の職務遂行に支障をきたす恐れのある疾病等の有無について、検査を行います（人事委員会が指定した身体検査票の提出を求めます）。

※2日間に分けて実施します。

## 5 受験申込手続

提出書類	①採用試験受験願書 ②事業用操縦士技能証明書（回転翼航空機）の写し ③操縦士としての航空経歴書（技能証明申請書類と同じもの） ④有効な第一種航空身体検査証明書の写し ⑤上記航空身体検査申請書の写し ⑥航空無線通信士の無線従事者免許証の写し ⑦返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、92円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号）
申込期間等	平成30年8月3日（金）から <b>平成30年12月28日（金）※消印有効</b> ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 <b>簡易書留郵便</b> 」を利用してください。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受付できません。
受験票等の発送	試験実施日・会場を決定後、受験票、宣誓書・自己紹介書等を発行します（郵送します）。 宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、試験時に持参してください。

### 【簡易書留郵便の利用について】

「**お問合せ番号**」を必ず控えてください。

簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。

### 【注意事項】

- ・ 受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
- ※ 以下のチェック表を活用し、不備のないように申込事項を入力してください。

年齢	記入日現在の年齢を記入してください。	<input type="checkbox"/>
現住所及び連絡先	現住所を記入してください。 連絡先は、現住所とは別の連絡先を希望する人のみ記入してください（この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「連絡先」あてに行います）。	<input type="checkbox"/>
電話	受験資格の確認や書類の不備等で人事委員会事務局から連絡をする場合があるため、昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	<input type="checkbox"/>
学歴	中学校は卒業年月のみ記入してください。 専門学校は「その他」に記入してください。	<input type="checkbox"/>
受験資格に必要な免許・資格	受験資格に定める免許・資格の取得日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
その他航空機の操縦に関する資格・証明・履歴	受験資格に必要な免許・資格以外に回転翼航空機の操縦に関する資格等を所持している人は、記入してください。	<input type="checkbox"/>
その他の免許・資格	自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	<input type="checkbox"/>
健康状況	現在の健康状況を○で囲み、不良の場合は内容を記入してください。	<input type="checkbox"/>
既往の疾病	既往の疾病がある場合に記入してください。	<input type="checkbox"/>
受験上配慮してもらいたいこと	試験会場等で配慮が必要な場合があれば記入してください。	<input type="checkbox"/>
備考	記入しないでください。	<input type="checkbox"/>
職歴（裏面）	在学中のアルバイトは記入しないでください。 古いものから順に記載してください。 現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください。	<input type="checkbox"/>

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (3) 採用予定日は原則として平成31年4月1日です。  
※欠員等の状況により、採用候補者名簿の有効期間内において、採用予定日以降に採用される場合や、勤務可能な方はそれ以前に採用される場合があります。
- (4) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。

## 7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。

- (1) 初任給  
初任給は、勤務経歴・経験年数等を勘案し、一定の基準に基づいて決定します。
- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）  
給料（本給）+調整額+地域手当+扶養手当の1か月分をベースに年間4.35か月分（管理職以外の職員の場合）が支給されます。（採用初年度は採用される月によって異なります。）
- (3) 調整額  
職務の特殊性に基づいて、給料に調整額を加算します。
- (4) 諸手当  
通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務、特殊勤務手当などの諸手当が支給されます。
- (5) 勤務時間  
原則として、1週間38時間45分で、交代制の勤務となります。（勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分）
- (6) 休日等  
年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越できます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (7) 採用時の階級  
年齢、職歴等一定の基準に基づいて、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士のいずれかの階級で採用します。

## 8 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報については、人事委員会で行う試験及び任命権者で行う採用事務以外に使用することはありません。
- (4) 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (5) 採用された場合、消防学校に約半年間派遣される場合があります。
- (6) 災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用情報）でお知らせします。
- (7) 会場までの往復、試験中の事故や怪我等については責任を負いませんので、十分ご注意ください。